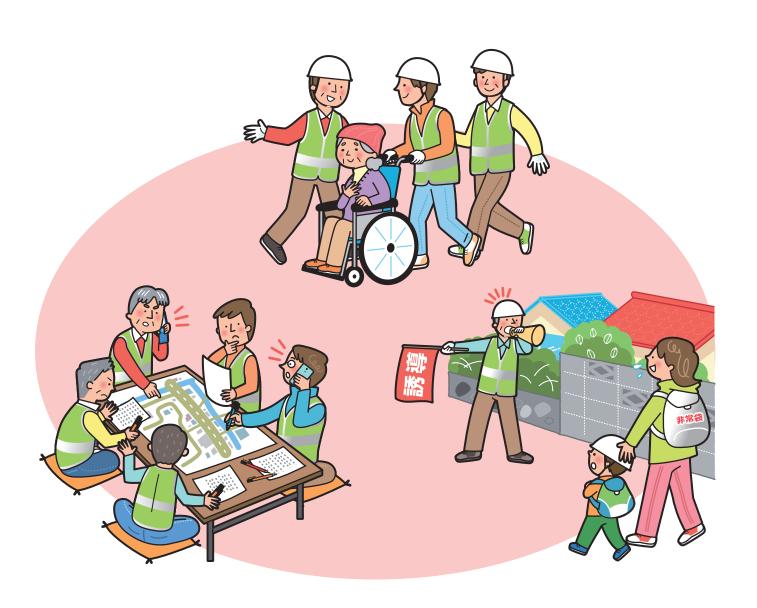
自主防災活動事例集

(災害時編)



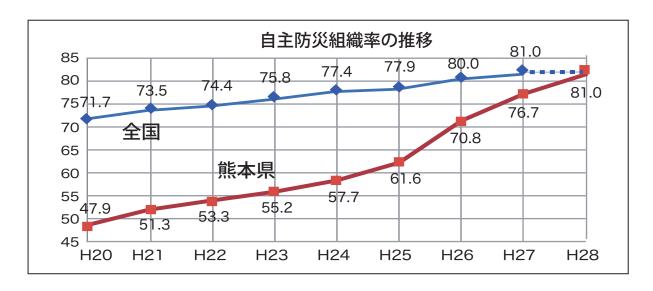
熊本県

目 次

| はじめに01 |
|---------------------------|
| ●災害時の自主防災活動02 |
| ●災害対応マニュアル作成までの流れ03 |
| ●県内の事例04 |
| 事例 1 災害対応マニュアル(地震・津波編)04 |
| 事例 2 災害対応マニュアル(浸水害編)09 |
| 事例3 連絡網、防災資機材一覧11 |
| 事例 4 台風想定タイムライン12 |
| ●白子院巛知徳を由心とした院巛訓練について ・・・ |
| ●自主防災組織を中心とした防災訓練について 14 |
| ●自主防災組織の訓練シナリオ |

◆本県の自主防災組織の現状

現在、県内では全自治会の約8割が自主防災組織を設立しており、平成20年度に全国平均と20%以上の差があった自主防災組織率は、全国平均と並ぶ程になりました。しかし、組織は新たに立ち上げたものの具体的な活動までは至っていない自主防災組織も多く、今後は平常時・災害時において自主防災組織が機能するよう、その活動の活性化が求められます。



◆自主防災組織の必要性・役割

自主防災組織は最も住民に身近な防災 組織として、平常時にはきめ細かな、その地 区ならではの防災啓発活動、災害時には避 難の呼びかけや避難行動要支援者の避難 支援、避難所での避難者の把握など、まだ 危険の少ない段階での活動が期待されて います。



災害対応本部会議風景

◆事例集の使い方

自主防災組織は、災害時に避難の呼びかけを行うなどの役割を担えるよう自らの地域の状況やそこで起こりうる災害を踏まえて、災害対応ルールや組織づくりをすることが重要です。そこで、この事例集では、災害対応マニュアルや訓練など、県内の取組みを紹介していますので、これからの皆さんの活動の参考としてご活用ください。

◆災害に応じた自主防災活動

自主防災組織は、その性質から迅速かつ細やかな対応が可能なため、災害の種別に応じて主に次のような活動が期待されています。

風水害の場合

- 気象情報等の収集
- ・避難情報等の住民への伝達
- ・住民への自主避難の呼びかけ
- ・避難行動要支援者の避難支援
- ・一時避難所等の開設、運営
- ・役場等への避難状況等の報告など

地震災害の場合

- ・住民の安否、地域の被害確認
- ・火災の初期消火
- ・避難行動要支援者の避難支援
- ・負傷者の救護
- ・避難所の運営
- ・炊き出し

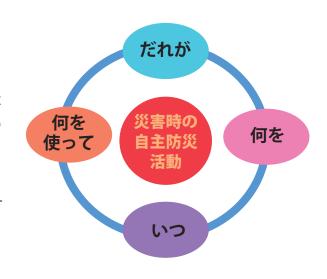
など

ただし、地域によって高齢化が進んで人手が足りないなど事情が異なりますので、可能な 範囲で自主防災組織が二次災害にまき込まれないように活動することが重要です。

◆災害対応マニュアルとは

●その意義と必要性

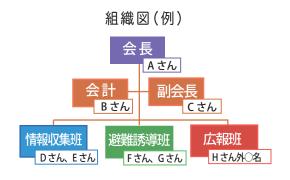
災害対応マニュアルとは、災害時に必要な情報収集や避難誘導等の自主防災活動について、"誰が"、"いつ"やるのか等を明確にし、それを組織内で共有しておくものです。そうすることで、いざという時の的確かつスムーズな活動につながります。



●主な構成(例)

災害対応マニュアルを作成する際は、主に次の項目を参考に記載してください。

- ○作成の目的(どの災害を想定したものか)
- ○組織の体制 (組織図)
- ○自主防災組織本部の設置(基準、設置場所等)
- ○活動の内容及びその担当者(役割分担)
- ○段階ごとの活動手順(いつ、何をやるか)
- ○活動に必要な防災資機材
- ○連絡網 他



作成にあたっては、自主防災組織内でよく協議し、役場の防災担当者等の助言を得ながら、進める必要があります。

◆災害対応実践講座

災害対応マニュアルの作成にあたっては、その必要性や災害時にすべき活動など、自主防 災組織内部で意識醸成を図り、その上で地域をよく把握する必要があります。そのため、この 事例集で先進事例として紹介する地区では、「災害対応実践講座」として4回のカリキュラム をとおして災害対応マニュアルの作成や訓練を実施しました。

●モデル地区

| 地 | X | 名 | 市町村 | 災害想定 | 地区の特徴 |
|----------|--------|-----|------|---|--|
| 向山校区11町内 | | 町内 | 熊本市 | 河川氾濫 | すぐ近くを一級河川の白川が流れており、過去に 浸水被害を経験している。 |
| 清水校区6町内 | | 熊本市 | 土砂災害 | 立田山のふもとにあり、近くを兎谷川が流れ、豪 雨による土砂災害の恐れがある。 | |
| 佐 | 俣 | X | 美里町 | 台風災害 | 県央地区に位置し、災害は比較的少ないが、高齢 化が進行している。 |
| 馬 | 場 | X | 和水町 | 河川氾濫 | 地区の西部を一級河川の菊池川が流れ、過去に 浸水被害を経験している。 |
| 新 | 所 | X | 南阿蘇村 | 土砂災害 | 阿蘇外輪山の南斜面に位置し、土砂災害警戒区域内に位置する。 |
| 6 | | X | 多良木町 | 地震災害 | 人吉盆地に位置し、付近を人吉盆地南縁断層 帯が通る。 |
| 和 | \Box | X | 苓北町 | 津波災害 | 天草諸島下島に位置し、過去に寛政の大津波 を経験している。 |

●講座の内容







災害図上訓練の結果をもとに地域独自のマニ ュアルを作成





第



災害リスクの把握、災害対応のイメージづくり





第2回

マニュアルの実効性を検証するための実動訓練

なお、災害対応実践講座で作成した災害対応マニュアル等を次ページ以降に掲載しました。

災害対応マニュアル(地震・津波編) ※和田区自主防災会〈苓北町〉

1 目的

このマニュアルは、地震発生時または津波発生の恐れがある場合における自主防災会の災害対応に関し、必要な事項を定めることを目的とし、併せて、災害対応を明文化することで自主防災活動を持続的な活動とするために作成するものである。

2 組織体制

ポイント1

災害によって編成すべき班は異なります。

組織は会長、副会長のほか、本部事務局、避難誘導班、安否確認班な ど別紙1(P8)のとおり定める。

ポイント2

災害時の活動は会長一人が考え対応する のではなく、複数のメンバーで決定して いく仕組みをつくっておきましょう。

3 役員の参集、本部会議の開催

次のいずれかの事態が発生した場合、和田区公民館に会長、副会長、 本部事務局員、各班長を参集し本部会議を開催する。

- ○震度5弱以上(または大きな揺れ)の地震が発生した場合
- ○震度4以下の地震で、津波のおそれがある場合
- ○大津波警報または津波警報が発表された場合
- ○その他、会長が必要と判断した場合

ポイント3

災害によっては事 象を分けて考え、 その事象別に対応 を決めておく必要 があります。

なお、本部会議の内容は、把握している地震や津波に関する情報 の共有や今後の対応決定等とする。

ただし、かつて経験したことのない(立っていられない)程の揺れなど異常事態と感じた場合は、地震発生直後から速やかに住民の高台への避難誘導にあたることとする。(本部参集、会議を要しない)

市町村が定めた公的避難所と住民が自ら定めた避難所(場所)を区別・認識するために明らかにしておきましょう。

また、避難所(場所)は災害の種別によって適・不適があるので要注意です。

4 避難場所等の設定

地区の避難所、避難場所は次のとおりとする。

| - | | | |
|-----|--------|--------------|----|
| | 一時避難所 | 和田区公民館 | l |
| | | 折山団地内の町有地 | |
| | 一時避難場所 | 町道和田線沿いの空き地① |] |
| | | 町道和田線沿いの空き地② | 1 |
| | 公的避難所 | 坂瀬川中学校 | 1 |
| Sa. | | | 40 |

5 避難所の鍵の保管

和田区公民館の鍵は会長・副会長が所有、保管場所は役員で共有しておき、緊急時は別の者が代わって開設できるようにしておく。

ポイント5

地区内で人が集まれる施設があれば、管理者と協議し、緊急時に自主防災組織が開設できるようにしておきましょう。

6 役割分担、使用する資機材

第3項により本部会議を開催し、避難誘導等の災害対応を行うこととなった場合、以下の役割分担に従い自主防災活動を開始する。

| | 必要な対応 | 使用する資機材等 |
|--------|--|--------------------------------|
| 会長・副会長 | ・全体の意思決定・本部事務局以下、各班への指示・役場への状況報告・一時避難所の開設 | ・一時避難所の鍵 ・携帯ラジオ ・ハンドマイク |
| 本部事務局 | ・本部会議の運営・地区の見廻り(家屋倒壊、火災発生状況等)・役場等への状況確認、報告等・ラジオ等からの情報収集 | ・会議受付簿 ・携帯ラジオ ・ハンドマイク |
| 避難誘導班 | ・住民への避難所(場所)の伝達 ・地区内各所における避難誘導 ・避難行動要支援者の一時避難所等への搬送 ・避難完了後の地区内警護(津波のおそれが ない場合) | ・誘導棒 ・警笛 ・ハンドマイク ・ライト |

ポイント6

住民の避難完了後の空き巣対策。対応可能な人員が少ない場合は、消防や警察と協力して実施する方法もあります。

地震後の安否確認は困難を極めます。普段から"無事旗" の導入など、迅速に住民の安否確認ができる工夫をして おくのも重要な自主防災活動です。

| 安否確認班 | ・住民の安否確認 ・安否不明者の捜索 ・本部への安否確認状況の報告 ・避難者の把握 | ・ハンドマイク・警笛・自転車・記録用紙 | | |
|--------|---|--|--|--|
| 消火・救出班 | ・住民の倒壊家屋等からの救出 ・出火している家屋等の初期消火 ・負傷者の現場での応急手当 ・負傷者の避難所等への搬送 | ・救出用資材 ・消火器 ・折りたたみ脚立 ・リヤカー、簡易担架 | | |
| 救護・炊出班 | ・負傷者の救護・避難所等における避難所の受付・避難所での炊き出し・調理用器材や暖房器具等の確保・水、食糧、燃料等の確保・救助支援物資の把握・配分 | ・救急箱・調理用器材・カセットコンロ・暖房器具(冬季) | | |

※各班は適宜、相互に協力し合い人手が不足している班の応援等へまわること。 なお、災害対応の大まかな流れは別紙2(P8)を参照すること。

7 避難状況・安否確認の報告

避難誘導班、安否確認班は住民の避難状況や安否を把握し、必要に応じてこれを各班長から会長へ報告する。また随時、避難所等において受付簿と照合し、避難者の把握を行う。

ポイント8

8 負傷者の手当・搬送

自主防災組織の活動は補償がありません。消火や救護活動はどこまでやるべきか事前によく話し合い、 何人の対応が必要か、よく検証しておきましょう。

消火・救出班は負傷者を発見したときは、現場で可能な処置を行い、 搬送可能な場合は、津波の恐れがあれば一時避難場所へ搬送し、津波の 恐れがなければ一時避難所へ搬送する。

なお、負傷者の意識がない又は動かせない状態にある場合は、直ちに 消防に連絡するとともに、状況を会長へ報告するものとする。

9 避難行動要支援者の避難支援

避難行動要支援者の避難支援においては、避難誘導班を中心に消防団や 区民と協力のうえ、迅速な避難に努めるものとする。 ポイント9

高齢化の進んだ地区では、どうしても避難支援のための人手が足りない場合があります。無理をせず、協力してもらえる団体等と連携して避難支援にあたりましょう。また、障がい者などの支援にあたって特別な知識・技術を要する場合には、福祉事業者等と連携することも有効な手段の一つです。

10 避難所の運営

避難所の設営、炊き出し、負傷者の救護等は救護・炊出班が中心に行い、 市町村と連携のうえ円滑な避難所の運営に努めること。併せて、避難所(ま たは一時避難場所等)に避難してきた住民の受付を行う。

ポイント10

災害の初期には特に、公的避難所ごとに職員が張り付けるとは 限りません。自主防災組織が率先して運営することで、迅速な 避難者の受け入れができ、地域の安全確保につながります。

11 防災資機材の保管

前項の表に記載した資機材など自主防災会が所有する防災資機材は、会 長を管理責任者として、普段は和田区公民館に保管する。

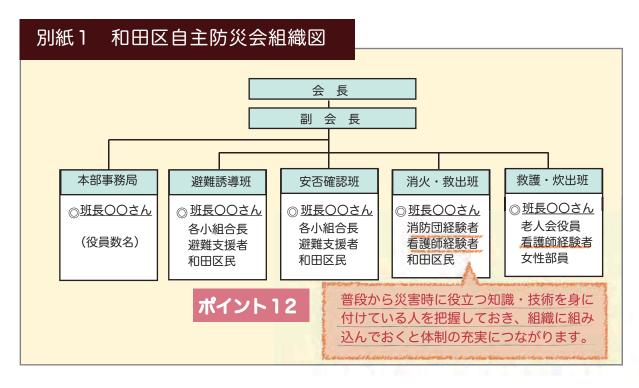
寛政大津波の教訓

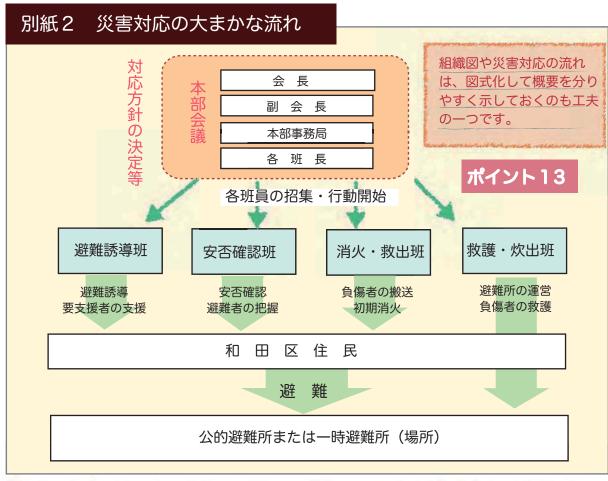
1792年の寛政大津波で熊本(当時は肥後藩)に大きな人的被害が発生し、その際に本地区周辺も津波の被害にあっている。

この津波を教訓に、2度と同じ被害を出さないよう本地区の住民は子々孫々にこれを伝え、"災害伝承"の取組みを継続して実施していくこととする。

ポイント11

過去に災害が起きた地区は、2度と同じ災害に遭わないよう、何らかの方法で記録として残し、教訓として後世に伝えていく。"災害伝承"はとても大切な取組みです。





災害対応マニュアルは、ハザードマップの確認や避難行動要支援者の所 在等の地域の実情をよく把握したうえで、市町村の防災担当課や有識者の 助言等を得ながら、その地域に合った実行可能なものをつくりましょう。

災害対応マニュアル(浸水害編)

※馬場区自主防災組織〈和水町〉マニュアルから抜粋

行動手順

災害における行動手順及びその実行者等を以下に定める。

ポイント1

河川氾濫の場合は、水位に注意が必要です。河川ごとに水位の上昇に応じて呼称が定められていますので、行動開始の一つの目安になります。また、上流での雨の降り方等にも注意が必要です。

| 行 動 | 実施時期 | 担当 | 内 容 |
|---------------------------|--|--|--|
| ①情報収集・ 伝達 ※随時 | 次の2点に該当する場合 ・大雨注意報発表、かつ今後も強い雨が予想されている ・菊池川が水防団待機水位に到達なお、会長が別途必要と判断した場合はこの限りではない。 | 会長 副会長 情報版 | 会長、副会長、情報班は、町からの防災行政無線による情報はもとより、携帯やラジオ等から情報を収集し、危険が予想される場合には、連絡網を用いて各班長に自宅待機等の連絡を行う。 ※和水町内はもとより、菊池川上流(菊池市)の雨量や水位にも注意すること |
| ②役員の招集 及び本部会 議開催 | ポイント2 | 会長 副会長 各班長 *** *** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** | 会長は、連絡網により本部へ役員を招集し、本部会議を開催する。本部会議では以下の内容を決定・確認する。 ○住民避難の時期 ○体制の確認 ○各班員への出動要請時期 ○町への公的避難所開設の要請時期 なお、本部会議の決定事項(特に避難誘導の開始等)は、各班長は班員へ連絡する。 |
| ③避難誘導・ 声かけ (一部住民) | and the same of th | 進みます。 避難誘導班 隣保班長 避難支援者 | 避難行動要支援者については、個別に、避難支援者とともに一般住民と連携して避難支援を行い、馬場区自治会館へ搬送または同行避難する。 併せて、一般住民へ自主避難を呼び掛ける。 |
| ④馬場区自治 会館の開設・ 受入準備等 | ③と同時 ポイント3 | 生活班 | 生活班は、馬場区自治会館を開設し、受付簿の設置等、避難者の受入準備を行う。 併せて、避難してきた避難行動要支援者の把握を行う |

避難に時間を要する避難行動要支援者については、 避難準備情報の発令等のタイミングで公民館等への 避難を支援することを事前に決めておきましょう。

大雨が深夜に予想される場合、夜間 の避難は困難かつ危険です。明るい うちからの早めの避難(予防的避難) の呼びかけを心がけましょう。 風水害において、自主防災組織に最も期待される 活動の一つです。行政からの避難勧告等だけでな く、身近な人から声かけすることで、住民の避難 をより一層促進することができます。

ポイント5

| 行 動 | 実 施 時 期 | 担当 | 内 容 |
|-----------------------------------|---|----------------------------------|--|
| ⑤負傷者等 の救護 | 適宜 | 救護衛生班 | 負傷者を発見した場合、状況に応 じて避難所への搬送または119番通 報を行い、その旨を会長へ報告する。 また、(可能であれば)親族へも 併せて連絡する。 |
| ⑥避難誘導・ 声かけ (全住民) | ・菊池川が氾濫危険 水位に到達または ・中央公民館が開設 (避難勧告が発令)された場合 | 避難誘導班 | 避難誘導班は、中央公民館の開設 や避難勧告の発令を自らもしくは情 報班等から入手し、住民にその情報 を伝達するとともに中央公民館へ誘 導する。 |
| ⑦本部機能の 移転及び避 難行動要支 援者の移動 | 中央公民館の開設後 | 会長 副会長 情報班 救護衛生班 生活班 | 中央公民館が開設された場合、本 部機能を中央公民館へ移転する。 併せて、避難行動要支援者の馬場 区自治会館からの移動を支援する。 |
| ⑧避難状況確認 | 住民の避難開始後、随時 | 会長 生活班 | 生活班は、避難者の受付を行うと ともに、住民の避難状況についてと りまとめ、会長へ報告する。 |
| ⑨二次災害の 防止 | 住民の避難所受け入れ後、随時 ポイント6 | 救護衛生班 生活班 | 救護衛生班は二次災害の防止のため、避難者の体調確認、要望の聴取 等を随時行う。 |
| ⑩炊き出し | 一時避難所等が浸水 想定区域内等の危険 な場所にある場合は | 生活班その他班員 | 生活班は、住民が持ち寄った食材 等により必要に応じて炊き出しを行 う。 |
| ①役場等への情報提供 | 、公的避難所が開設 され次第、本部機能 ごと移動する必要が あります。 | 会長副会長 | 会長は、安否が確認できない住民 の情報など必要な情報は、適宜役場 や消防団等へ情報を提供する。 |
| ※その他 | ポイント7 | すべて | 上記に記載のない不測の事態には、その都度協議し必要な措置をとることとする。 ポイント8 |

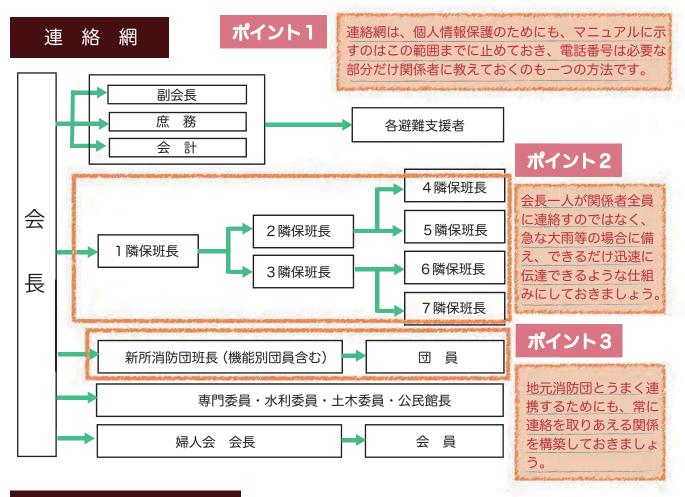
役場への状況報告は、地域に的確な支援を行ううえで重要な情報になります。避難者数や負傷者の状況など迅速にとりまとめ、正確に報告できる体制を整備しておきましょう。

公的避難所では複数の地区から人が集まってくる など、様々なストレスに晒されます。

避難者の体調確認等、福祉関係者と連携して二次 災害を防止することも、きめ細かな対応が可能な 自主防災組織ならではの活動です。

連絡網、防災資機材一覧

※新所区自主防災クラブ〈南阿蘇村〉マニュアルから抜粋



防災資機材一覧表

| | 商品名 | 数量 |
|-----|----------------|----|
| 1 | 非常用メガホン | 3 |
| 2 | 防雨型リール BX-301K | 2 |
| 3 | 避難梯子 BP-8.5 | 1 |
| 4 | 発電機 EU-241 | 1 |
| 5 | サークルライト3個セット | 3 |
| 6 | エンジンチェーンソー | 2 |
| 7 | 担架2号B型 | 5 |
| 8 | シャベル丸形 | 10 |
| 9 | つるはし(バチツル) | 1 |
| 10 | 大八ンマー | 1 |
| 11 | バラシ平バール | 2 |
| 12 | レスキューアッキス | 2 |
| 1 3 | ブルーシート 2K×3K | 5 |

ポイント4

防災資機材はできるだけ一箇所にまとめておき、保管場所を明確にしておきましょう。役員交代等で管理が行き届かなくなる例も多いです。

また、訓練等で実際 に使ってみて、手順の 確認や点検を併せて行 うようにしましょう。

台風想定タイムライン

佐俣区自主防災組織タイムライン (台風想定)

| 時間 | 気象予報等 | 事態状況 | 佐 | 俣区自主防ジ |
|------------------------------|---|--|--|---|
| | WAY TIN U | 2 10 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 | 会長・副会長、事務局・会計 | 第1~4班組長 |
| -72 h -48 h | 《台風発生》 台風進路予報(随時) 《台風上陸のおそれ》 | 勢力を強めながら北上中 勢力を維持したまま熊本 へ接近中 | テレビや熊本地 | 方気象台ホームページ 等 |
| -36 h -24 h | 波浪注意報 大雨洪水、雷注意報 強風注意報 | 次第に雨・風が強くなる | 会長は役員へ避難準備情報発令(避難所開設)を連絡し、併せて第1回本部会議の開催日時を伝達する | |
| -18h -15h | 暴風警報 | さらに雨・風が強くなる | 会長は町へ避難状況報告 | 第 1 回 本 部 会 選難行動要支援者への避難の 『【避難先】福祉保健センター 「 |
| -12h | ≪台風上接近または 上陸の可能性大≫大雨洪水警報 | | | 第 2 回 本 部 会 一般住民への避難の呼び掛け、 [【避難先】福祉保健センター 「 |
| -9 h -6 h | 《県内強風域》 | 普通に歩くのが困難なほ どの雨・風 | 会長は町へ避難状況報告 | 第1~4班組長はそれぞれ所 管 して、連絡網により各住民へ 過 |
| -3 h 0 h +3 h | 《県内暴風域》 台風が町に最接近 | | | |
| +6 h | <mark>《県内強風域》</mark> 暴風警報解除 →強風注意法 | 被害状況が明るみに (倒木、瓦·看板等の飛散 他) | 会長は町へ避難状況の 最終報告 | 地域内の見廻り、 ネ |
| +12h +24h +48h +72h | 大雨洪水警報→ 大雨洪水注意報 《県内一過》 | | 会長は町へ被害状況報告 | 以降、地域内の清掃等、 イ |

タイムラインは、"いつ"の時点で"何を"するのかを表形式で分かりやすく示したもので、自主防災組織としてすべき行動を確認するにはとても有効な形式です。特に、災害リスクの高まりが目に見えて分かる「台風」はタイムラインで捉えやすい災害です。

佐俣区では、町が暴風域に入る時間帯から前後72時間の対応をタイムラインとして作成しました。

| 災組織 | | 美里町 | 住 民 | |
|--|---------------------------------|--|---|--|
| 広報連絡班 | 救出・救護班 | K | 5 | |
| 等から台風情報の以 | 又集(以降、随時) | 県庁台風説明会への出席 庁内で今後の対応検討 台風情報の収集(随時) | 天気予報等で台風情 報の収集、以降随時 | |
| 住民への注意喚起 (台風接近、窓の飛 散防止措置、植木鉢 の片づけ等) | 避難者の受入準備 | 防災行政無線で町民へ 注意喚起の放送 避難準備情報発令 (限定的に避難所開設) | 非常用持出品の確認、窓の飛散防止措置、植木鉢の片づけ等 避難行動要支援者の避難開始 | |
| 会議開催 | | | | |
| 呼び掛け、避難支援開始「湯の香苑」 | 湯の香苑で避難者の受付 | 町警戒体制 | 00.4.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1 | |
| 会議開催 | | 避難勧告発令 消防団出勤要請 | 一般住民の避難開始 隣近所への声かけ | |
| 誘導開始 「湯の香苑」 | 湯の香苑で避難者の受付、 避難状況とりまとめ | 町内全避難所の開設 | | |
| 管の隣保班の班長をとお 避難を呼び掛ける | 避難者の体調確認、要望 聴き取り等(以降、随時) | 町災害対策本部の設置 防災行政無線で再度、 町民へ避難の呼び掛け | 親族への連絡 | |
| | | | | |
| 町全体が暴風圏 | | | | |
| 被害状況確認 | 避難者のとりまとめ | 町全域の状況確認 | 親族への連絡 | |
| 復旧活動開始 | 湯の香苑と連携して避 難行動要支援者の帰宅 を支援 | 町内被害状況の取り まとめ 以降、復旧活動 | 一部の住民の帰宅 自宅及びその周辺 の清掃等、復旧活 動開始 全住民の帰宅完了 | |

ポイント2

自主防災組織に関係する行政や住民 等の対応を併記し ておくことで、お 互いの連携強化や 意識共有を図るこ とができます。

ポイント3

作成したタイムラインは、一時避難所(例えば公民館)等の住民の目に付きやすい場所に貼り出すなど、地域全体で共有しましょう。 自主防災活動のPRにもなります。

◆訓練の現状とその必要性

●自主防災組織の訓練の現状

防災訓練には本来、大きな目的として、消火器やAEDの使い方等の技術を身に付ける「習得」と、災害対応マニュアルで定めた内容を現場で試す「検証」の2つがあります。

しかし、県内の多くの自主防災組織が実施している防災訓練は「習得」を目的としたものが多く、組織の災害対応等を「検証」する訓練を実施している例は少ないのが現状です。

●自主防災組織を中心とした防災訓練の必要性

地域の防災力向上のためには、自主防災組織が 核となり、いざという時にどう行動するのかを訓練 で試し、訓練で出た課題をしっかり把握する必要 があります。併せて、その課題を地域で共有し解決 していくことが防災力向上につながっていくことに なります。これは個別の地域で問題意識をもって 訓練することで初めて得られる成果ではないで しょうか。



◆県内の訓練実施事例

7つのモデル地区では、災害対応実践講座をとおして作成した災害対応マニュアルをもとに自主防災組織を中心とした防災訓練を実施しました。

Case 1【白川氾濫想定避難訓練】

熊本市向山校区

熊本市向山校区第11町内では事前に同町内にあるデ イサービスセンターの協力を得て、河川氾濫を想定した訓練の中で、車椅子が必要な避難行動要支援者を避難支援 する訓練を実施しました。

また、広い町内を5ブロックに分け、各ブロックにブロック長を配置する体制をとりました。



避難所の設置・運営訓練

Case2【土砂災害想定避難訓練】

熊本市清水校区

熊本市清水校区6町内では、土砂災害を想定し、一時 避難所となる地元の保育所の協力のもと、災害対応本部 の設置運営、土砂災害警戒情報発令時の住民の避難誘 導、及び避難所の開設・運営の訓練を実施しました。



災害対応本部の設置・運営訓練

Case3【台風想定避難訓練】

美里町佐俣区

美里町佐俣区では、台風想定で、公的避難所になっている福祉施設の協力のもと、避難準備情報発令時の連絡網による情報伝達及び自主防災組織役員の参集、避難所の開設・運営の訓練を実施しました。



情報伝達訓練

Case4【菊池川氾濫想定避難訓練】

和水町馬場区

和水町馬場区では、大雨による菊池川の水位上昇を想定した災害対応本部の設置・運営や避難行動要支援者の避難支援、住民への問合せ対応、負傷者等の応急救護、水門閉鎖の訓練を実施しました。



避難行動要支援者の避難支援訓練

Case 5【十砂災害想定避難訓練】

南阿蘇村新所区

南阿蘇村新所区では、大雨による土砂災害を想定し、 地元消防団の協力のもと、大雨洪水警報発表による自 主防災組織役員の参集及び避難行動要支援者の避難 支援、避難状況の把握と役場への状況報告の訓練を実 施しました。



消防団と協力して避難支援訓練

Case6【地震想定避難訓練】

多良木町6区

多良木町6区では地震発生直後の安否確認が困難を極めることから、事前に「無事旗」を作成し地区内の全戸に配布。地震想定の訓練を実施し、その無事旗を実際に活用した安否確認訓練が行われました。



家の扉等に無事旗をつけて避難

苓北町和田区では、地震発生による津波てんでんこ、 津波警報発表・避難勧告発令による住民の避難誘導 (二次避難所への移動)等の訓練を実施しました。

また、訓練の中では、土地勘のない旅行者を想定した避難誘導を実施しました。



身近な一次避難所からより安全な 二次避難所へ

※これらの訓練を実施する上で必要な訓練シナリオを次ページに掲載しました。 ◀



土砂災害想定訓練シナリオ(新所区自主防災クラブ)

| | | | 自 | 主 | 防 |
|-------|--|--|-----------------|---|-------|
| 時刻 | 全体の流れ | 会長・副会長 | 普及・恩 | 答 発班 | • |
| 9:00 | 事前打合わせ | | | | |
| 9:30 | 自宅待機 | | | | 各自、 |
| 10:00 | ≪訓練開始≫ (大雨警報発表 非常に強い雨の予想) | ・会長が運営から受電 ・会長は三役に公民館参集を連絡 ・公民館の開設 | ・会長からの連絡 へ参集 | 絡を受け公民館 | |
| 10:15 | 本部会議開催 関係者へ連絡網による行動 開始の連絡 | 本部会議:運営からの情報の・四役は関係者へ出勤を支持 | 共有、今後の対応 | 有、今後の対応決定等 ・ 各 班 ・ 情報 [↓] | |
| | 各班等の行動開始 (避難の呼びかけ等) 負傷者の搬送など 避難支援 | | ・新所区公民館 | で待機 | |
| 10:45 | 要支援者の搬送 避難状況把握 | 四役は公民 | 館で待機 | | ・公民を会 |
| | 避難完了 | | | 新 | 所公 |
| 11:10 | 訓練振り返り | ・避難者数の報告を受け、会長は役所へ避難避難状況を報告 | 1 | 練振り返り | (四役、 |
| 11:30 | «終了» | | | | |

| 災 組 | . : | 織 | | | | |
|---------------------|---------------|--------------|--------------|----------------|---|--|
| 救助・避難誘導 防災資機材整備班 | E | 生 | 活 | 班 | | 情報収集・伝達班 (各隣保班長) |
| 新所区公民館に集合(| 会長、副会 | 会長、各 | 班長等 | 争) | | |
| 自宅に戻り訓練開始ま | で待機 | | | | | |
| | É |] | 宅 | 待 | 機 | |
| | | | | | | |
| び関係者は四役 伝達班(隣保班長 | | | | | | |
| ・新所区内を見廻り | | f所区公 受入準備 | | で避難者の | | ・各隣保班長は所管の隣保住 民へ避難の呼び掛け(隣 保を一周する) ・避難行動要支援者を発見し たら、状態を聴き取り、 適当な手段で公民館へ搬送 |
| 館へ集合、見廻りの編 長へ報告 | 吉果・避 | 選業者の |)受け <i>)</i> | 、れ(受付 |) | ・それぞれ現場から公民館へ移動 |
| 民館へ全 | I 員 集 | 合 | | | | September and the second secon |
| | 5 | | メンバ- | §集した自 −の数を集 | | |
| 関係者の方から意 | 見・感想 I | の発表 | 長) | | | |
| 解散 | | | | | | |

訓練のシナリオは、 訓練を充実させるためにも事前に内部で協議し、関係者全員で目的や流れを共有しておきましょう。 また、検証の意味でも災害対応マニュアルの内容に沿ったものにしましょう。

ポイント2

訓練の終わりには、必ず振り返りを行い、反省点や今後改善すべき点などを皆で共有しましょう。 そうすることで、回を重ねる度に充実した訓練になっていきます。

県内の7地区の事例を県ホームページに掲載しています!

「自主防災活動事例集(災害時編)」を下記の URL に掲載してあります。併せて、県内7地区の自主防災組織が作成した河川氾濫や土砂災害、地震等に対する災害対応マニュアルのデータも掲載していますので、自主防災活動の参考としてお役立てください。

http://www.pref.kumamoto.jp/

自主防災活動事例集



熊本県防災情報メールサービス

熊本県に関する防災情報などをメールで受けることができます。最新の気象情報、 避難情報等が即時に送信されますので、災害への備えとしてお役立てください。

メール配信サービスの登録・変更は、こちらに空メールを送信してください。 **entry@anshin.pref.kumamoto.jp** (このメールは、本サービスの運営を委託している事業者に直接届けられます。)

《ご注意下さい》

携帯電話などで迷惑メール防止対策の設定をされている方は、登録される前に bousaimail@anshin.pref.kumamoto.jpからのメール受信が可能なように設定を行ってください。



役に立つ防災情報サイト





熊本県防災情報ホームページ

内閣府

消防庁

気象庁

国土交通省

消防大学校

熊本地方気象台

http://cyber.pref.kumamoto.jp/bousai/

http://www.cao.go.jp/

http://www.fdma.go.jp/

http://www.jma.go.jp/

http://www.mlit.go.jp/

http://fdmc.fdma.go.jp/

http://www.jma-net.go.jp/kumamoto/

お問い合わせ

熊本県知事公室危機管理防災課

TEL: 096-333-2811 **FAX:** 096-383-1503

E-Mail: kikibosai@pref.kumamoto.lg.jp